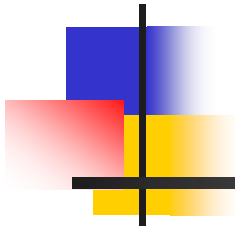




退職給付ビッグバン研究会

# 年金債務の評価



住友信託銀行年金研究センター研究理事

山口 修

(中央大学アカウンティングスクール客員教授)  
(東京工業大学社会理工学研究科非常勤講師)  
(横浜市立大学商学部非常勤講師)

2003.9.19

# 1. 年金会計基準制定の流れ



## (1) ERISA成立までの流れ

- 米国の伝統的な退職給付制度は、大企業中心に設置された**据置給付型**の企業年金制度
- **大恐慌**で年金給付の**減額**や制度の**破綻**が相次いたが、ニューディール政策で復活
- 事業主から**従業員**に対する**恩恵的な給付**としての認識が一般的
- 1950年代に急速な増加(**ペンションドライブ**)
- **スチュード・ベーカー自動車会社工場閉鎖事件**  
〔 50歳以上で勤続10年以上の従業員は85%の大幅カット、その他は**全額カット**  
年金はcruel hoax (**ぺてん**) 〕



## (2) 米国基準から国際基準へ

---

- 1974: ERISA 制定
- 80年代: 積立余剰を狙ったM & Aが増加  
(Reversion)
- 1985: SFAS 87号公表
- 1996: IAS 公開草案 E54
- 1998.2: IAS 19号 (改定版)
- 1998.6: 日本基準公表
- 2000.5: IOSCO が IAS 承認 (Convergence)
- 2000年度: 日本基準導入

## 2. 米国企業年金の受給権

### (1) 米国の企業年金の給付

- 伝統的な企業年金は、給付の算定方式が最終給与または平均給与に比例する給付建て制度
- 個人勘定を設ける制度が、掛金建て制度
- CBなどハイブリッド型制度も増加
- 給付は**連生年金**が原則（遺族は50%以上）
- **標準引退年齢からの据置給付が大前提**
- 制度によってERISA適用の範囲が異なる  
従業員に平等な民間雇用者による積立を前提とした、個人勘定制度以外の年金制度は**全文適用**

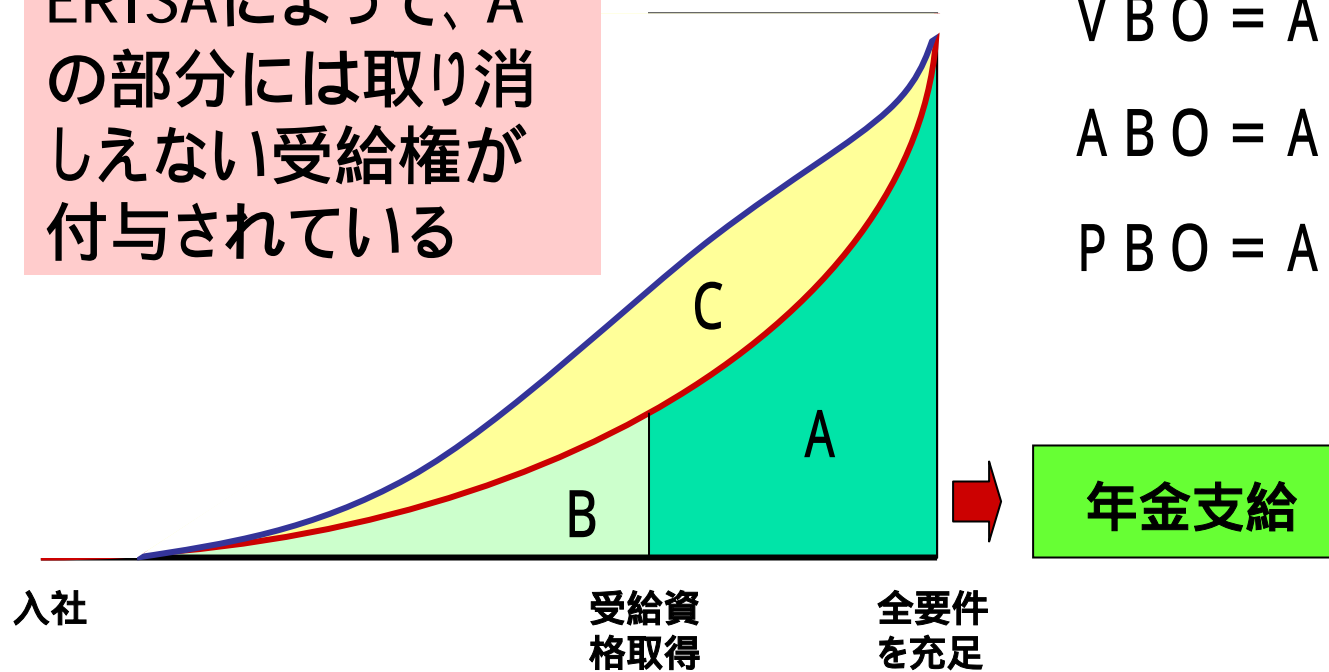


## (2) ERISAによる受給権付与

- 最低加入基準(勤続1年、年齢25歳)
- 受給権付与基準(次の、より悪くしてはいけない)  
5年で100%、3年20% ~ 7年100%
- 発生給付に係る制限(バックローディングの禁止)
- 確定済受給権の保護  
転職にあたってのポータビリティの確保  
(転籍前企業に留保、転籍先に移換、IRAに移換等)  
受給権の没収・減額の禁止  
PBGCによる給付保証

### (3) 受給権にもとづく債務認識

ERISAによって、Aの部分には取り消しえない受給権が付与されている



$$VBO = A$$

$$ABO = A + B$$

$$PBO = A + B + C$$

# 3. 日本の企業年金

## (1) 退職金移行が多い日本の企業年金

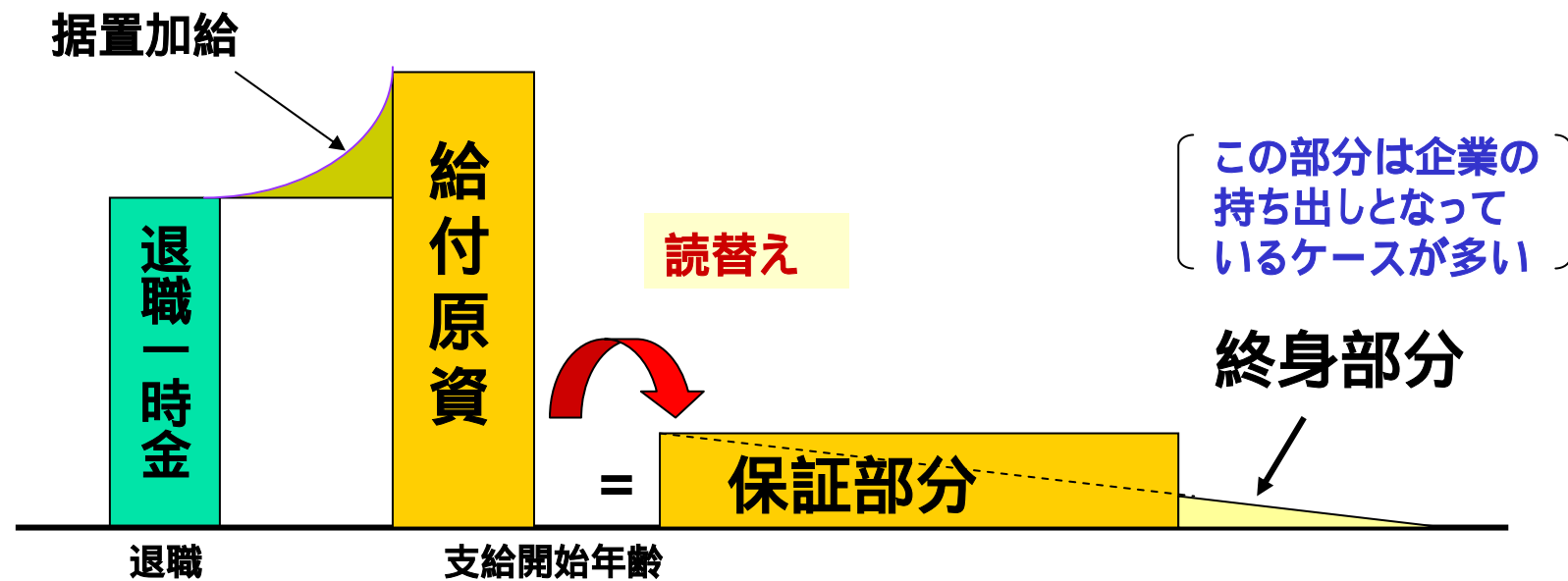
(単位: %)

区 分	合 計 (社数)	退職一時 金とは別 枠	退職一時金を原資とする				そ の 他
			合 計	一 部 移 行 + 別 枠	一 部 移 行	全 部 移 行	
全体計	100.0 (245)	23.3	73.1	(12.3)	(62.6)	(25.1)	3.7
500人 以上	100.0 (177)	15.3	80.3	(14.8)	(64.8)	(20.4)	4.5
500人 未 満	100.0 (68)	44.1	54.4	(2.7)	(54.1)	(43.2)	1.5

日経連 / 東経協「退職金・年金に関する実態調査」(平成10年9月調査)

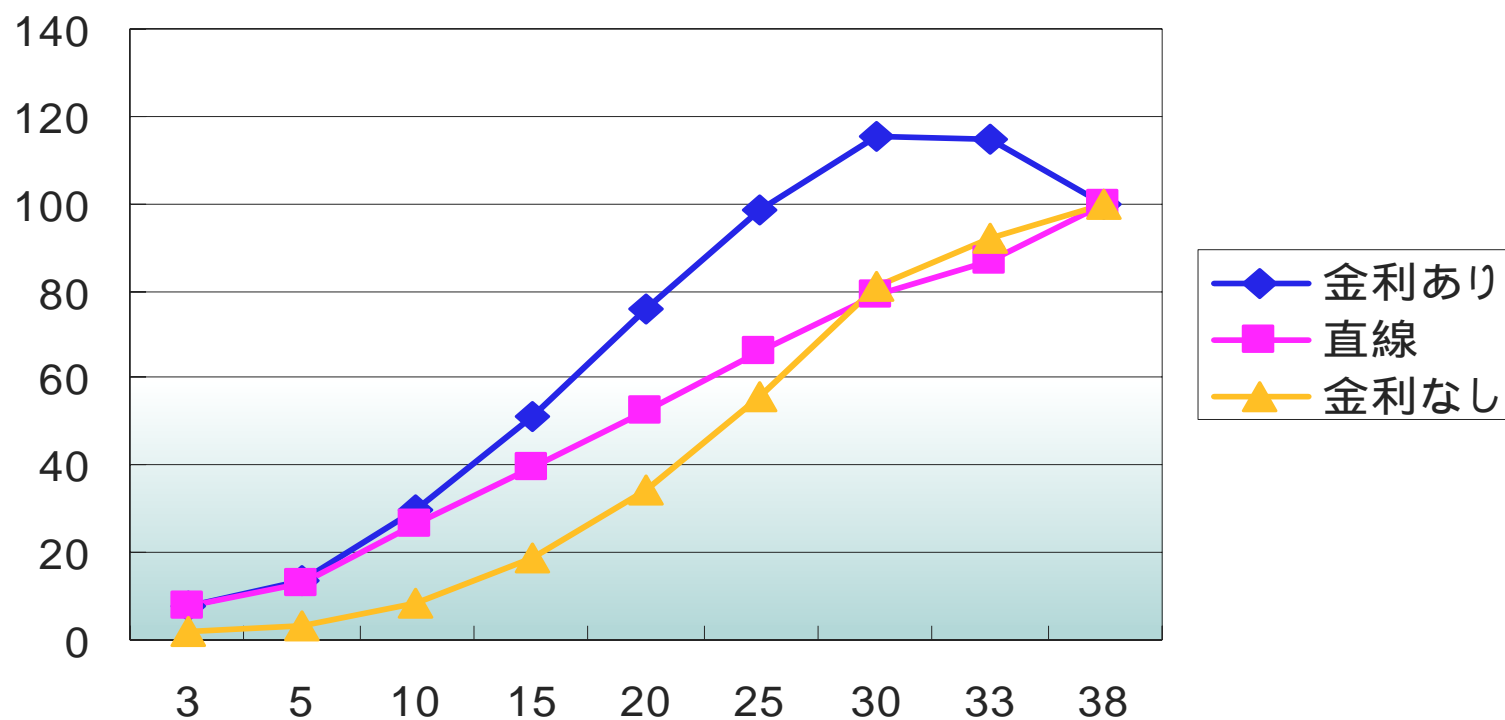
## (2) 退職金から年金への読替えでは 据置加給がつきもの

退職時点から支給開始時点まで据置加給を付けて、  
給付原資が保証部分の年金現価と等しくなるように年  
金額を決定するのが一般的



# (3) 日本の退職給付のカーブは バックローディングではない

大卒男子の給付カーブ(平成9年調査)



## (4) 日本の受給権は基盤が弱い (懲戒解雇時の不支給問題)



	米国	日本 (確定給付型)	日本 (確定拠出年金)
不支給 の可否	受給権を付与され た人には認められ ない	企業年金規約等に 規定すれば有効	3年以上の勤務者 には認められない
根拠	ERISA(従業員引 退所得保障法)	退職金等について は判例、新たに確定 給付企業年金法	確定拠出年金法

確定給付企業年金法第54条 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、(中略)、その他政令で定める場合には、規約で定めるところにより、給付の全部又は一部を行わないことができる

# 4. 日本の年金受給権



## (1) わが国における受給権保護

- わが国では企業が存続する限り、退職給付は支給されている(除く、懲戒解雇時の不支給)
- 適格退職年金は外部で年金資産保全されているが、企業倒産時に資産不足が露呈する事態  
制度破綻時の実質的な受給権を確保に向けた財政検証の導入(確定給付企業年金へ)
- 財政再計算と財政検証

財政検証

継続基準: 長期計画にもとづく検証

非継続基準: 制度破綻に備えた検証



## (2) 最低積立基準額

- 最低積立基準額は過去の加入期間に対応する給付の現価であり、一定水準の積立を確保する見地から**大きな意義**がある
- しかし、制度終了時に最低積立基準額を支給すれば、事業主の債務が消滅するという性格のものではない
- このため、発生済受給権の確保という観点から、さらなる充実が課題



## (3) 法解釈による区分

下表は、古市峰子「年金基金を巡る法律関係と会計処理の整合性について」(1999)を基礎に作成した

	従業員の 法的権利	事業主の 法的義務	VBOに該当 する債務	ABOに該当 する債務	VBO ABO による増加
受給者	受給権	確定債務			なし
受給 待期者	期限付 受給権	期限付 債務			なし
受給資格 充足者	期限付 受給権	期限付 債務	(自己都合)	(会社都合)	あり (乗率差)
受給資格 未達者	受給 期待権	条件付 債務	×		あり (補正乗率)



## (4) 期限付債務の意味

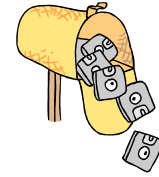
- 期限付とは、退職または支給開始年齢に達すれば完全な受給権を得るというもの
- 退職について言えば個人の意思によって期限到来させる**選択権があるもの**
- 年金の受給待期者についても**選択一時金の受給による期限到来の方法が可能**  
期限未到来のため、受給権発生を**認識しない**考え方は実態に即していない



## 5 . 現行会計基準の問題点

### (1) 債務の認識について

- 現行会計基準は「退職給付は企業の債務である」という認識からスタート
- しかし、**法的権利の濃淡を区分せず**にPBOによって算定される額を単純に債務とした
- PBOは本来、発生済の受給権をベースとするVBOやABOの上に**積上げられた概念**
- わが国のPBOは**法的債務の裏づけのないまま一人歩き**しており、**再考が必要**



## (2) 配分方式

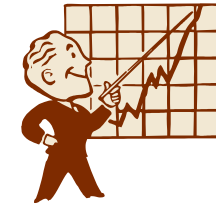
- 意見書では期間定額基準を「国際的にも合理的で簡便な方式」として採用
- わが国での検討段階で出されていたE54では期間定額基準が原則だったが、最終的にIAS19は支給倍率基準になった
- ただし、例外的に大幅なバックローディングになっている場合には期間定額基準とした
- わが国の退職給付のカーブをバックローディングと誤認していたのではなかろうか？



## (参考) 国内基準導入までの実務面の取扱い

- USGAAP採用企業のSFAS87適用をめぐる、給付の配分方法で、実務的見解が2つに分かれていた
- SFAS87に忠実な支給倍率方式の支持派と、わが国の退職給付の形状や実務的簡便さから期間按分方式の支持派に大きく二分されていた
- 統一的な結論が出せないまま、独自に展開し、結果としては支給倍率方式の方が適用企業が多く、主流的な考え方と認識されていた。

(COFRI「年金会計をめぐる論点」1997年)



### (3) 割引率の決定

- 割引率は、給付支払いの見積り時期を反映する、貸借対照表日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定 (IAS19-78,80)
- わが国では、「**過去の一定期間の利回りの変動を考慮して補正できる**」とされたため、発行体を選択の余地を与えた
- 金利の上昇に伴って、カレントレートへのルール変更が予想される



## (4) 重要性基準の採用

- 意見書では「退職給付債務の計算が長期的な見積り計算であること」を理由として回廊アプローチを採らず、重要性基準を採用
- 国際的ルールからの乖離と発行体の恣意性が排除できるのかという点が問題
- 実務指針でコリドーに準じたルール(割引率の変動で10%以上、PBOが変動するときは重要な影響と判断)を導入して歯止め



## 6. 今後の検討課題と方向性

### (1) PBO再検討

- 受給権に見合った法的な債務認識にもとづくVBO, ABOの上に積み上げた概念
- 配分方式は国際的なルールに即した**支給倍率基準を原則**とする方式に変更
- その際、支給倍率には**評価時点の統一を図り**、配分比率が意味のあるものとする
- 負債性引当金の要件に照らして、**PBO適用の可否を再検討** ( ABO基準へ)

## (2) 要支給額の復権

- 評価時点を統一した支給倍率の配分比率とは

$$\frac{S(t) \times (1 + j)^\tau}{S(t + \tau)}$$

ここで、 $S(t)$  : 勤続  $t$  年の支給倍率

$j$  : 制度上の再評価レート = 会計上の割引率 (一時金の場合)

- 一時金部分では制度上の据置加給 (= 再評価) がないため、割引率と同じ加給率を用いると **VBO** は要支給額そのもの、**ABO** は修正要支給額となる (年金部分は制度上の据置加給を使用)

\* **修正要支給額**: 受給資格未達者について補正乗率を適用するほか、受給資格充足者については、本人の期限の利益放棄によって実現可能な自己都合乗率をVBOの基礎とし、定年乗率に連続的につながる乗率をABOの基礎とするような修正

## (3) 財政方式の選択

企業会計基準では、年金費用の統一的な測定方式として、単位積増方式が採用された

		目的	考え方	給付の対応期間
年金財政基準	継続基準	事前積立	平準的な掛金拠出を前提	過去 + 将来 (掛金は将来のみ)
	非継続基準	受給権保護	発生済の給付を確保	過去期間のみ
企業会計基準		投資家への情報開示	発生主義にもとづく債務の認識	過去期間のみ* *PBOでは将来の昇給の跳ね返り分が含まれる。

(参考) 最終給与比例の米国大企業制度の単位積増方式採用割合 (SFAS導入前後) (%)

年度	1983	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
採用割合	10	19	25	36	44	50	49	52	54	60	63	64



## (4) その他の検討事項

---

- 割引率の決定方法
- 重要性基準
- 回廊アプローチ
- 遅延認識の可否
- 開示方法の改善
- その他

# 7. 補論

## (1) バックローディング再考

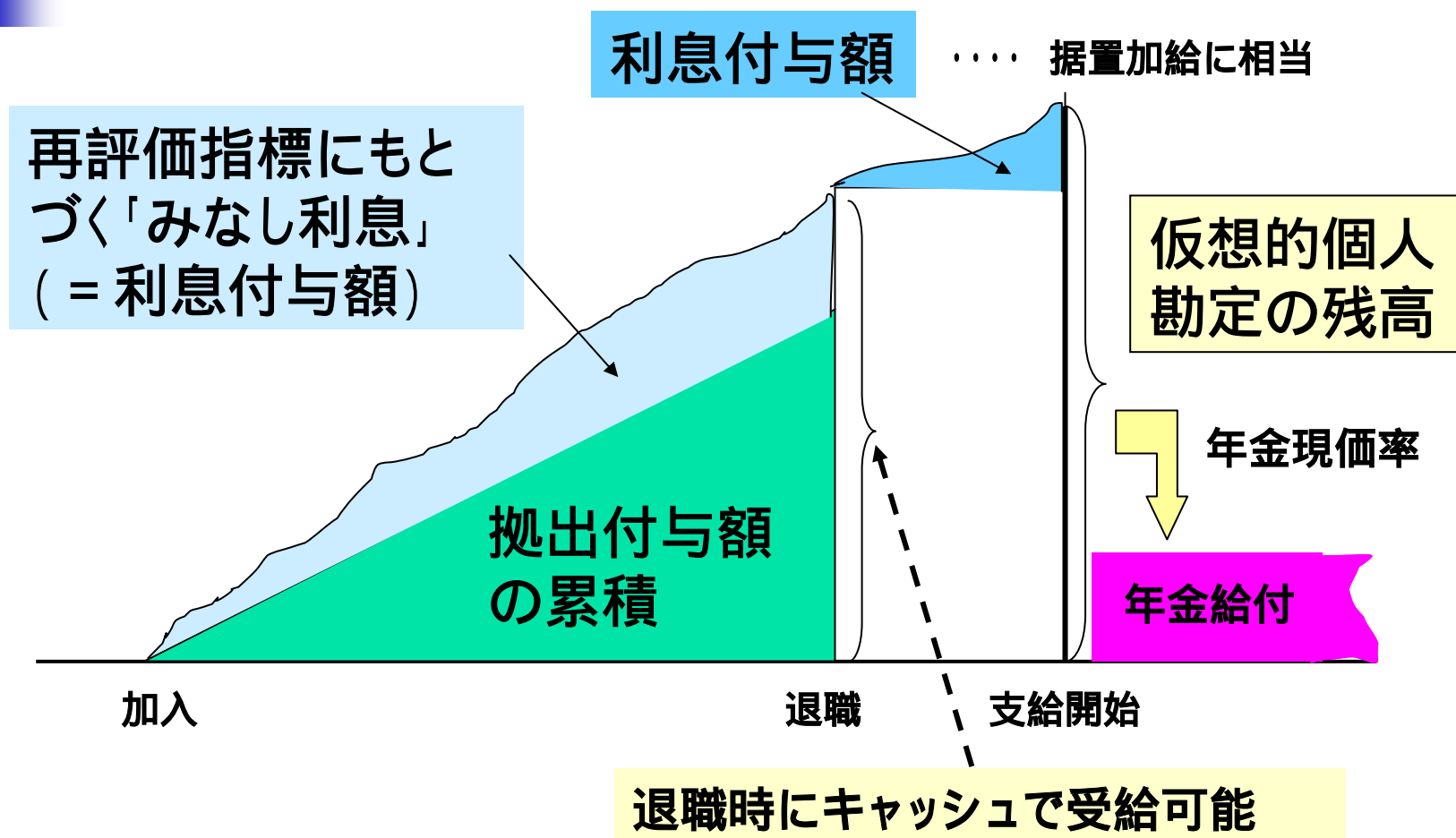
中労委平成9年調査  
大卒モデル(会社都合)  
定年時を100とする指  
数で表示

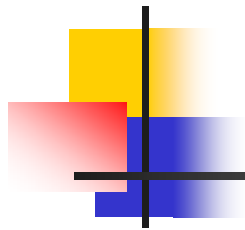
勤続 年数	定年時点までの再評価率					名目 (再評価 なし)	直線型 (米国の 代表例)
	5.5%	4.5%	3.5%	2.5%	1.5%		
3(年)	11( 3)	8( 0)	6(-2)	4(-4)	3(-5)	2(-5)	8
5	18( 5)	13( 0)	10(-3)	7(-6)	5(-8)	3(-10)	13
10	39(13)	30( 4)	23(-3)	17(-9)	13(-13)	9(-17)	26
15	64(25)	51(12)	41( 2)	33(-6)	26(-13)	19(-20)	39
20	90(37)	76(23)	64(11)	53( 0)	45(-8)	34(-19)	53
25	111(45)	98(32)	87(21)	76(10)	67( 1)	55(-11)	66
30	125(46)	116(37)	107(28)	99(20)	92(13)	81( 2)	79
33	121(34)	115(28)	110(23)	104(17)	99(12)	92( 5)	87
38	100( 0)	100( 0)	100( 0)	100( 0)	100( 0)	100( 0)	100

(注) ( )内は直線型との差

## (2) CB制度について

### (CB制度の仮想的個人勘定の推移)





## (CB制度の債務認識)

ポイント基準による配分を採用

$$\text{年後に退職する場合の按分比率} = \frac{PA(t) \times (1 + j)^\tau}{PA(t + \tau)}$$

利息加給に注意

ここで、 $PA(t)$  :  $t$ 年度末の(仮想的)個人勘定の残高

$j$  : 制度上の再評価レート = 会計上の割引率

特別なケース

$$\frac{PA(t) \times (1 + j)^\tau}{PA(t + \tau)} \times PA(t + \tau) \times 1 / (1 + j)^\tau = PA(t)$$

$$\sum_{\tau} q(t, \tau) = 1 \quad (\text{ここで } q(t, \tau) \text{ は 年後の退職確率})$$

$$PBO = \sum_{\tau} PA(t) \times q(t, \tau) = PA(t) \times \sum_{\tau} q(t, \tau) = PA(t)$$

(参考) 浅野幸弘・山口 修「キャッシュバランスのすべて」(2002、日本経済新聞社)より

退職給付ビッグバン研究会

# 年金債務の評価

---

おわり